



## 第 1 2 1 号

長野 浩三  
KCCN 理事  
弁護士

### ロードサービスのレスキュー商法にご注意を！

自動車やバイクが故障したり、脱輪したりした際、ロードサービスを依頼することがあります。

いわゆる JAF（日本自動車連盟）が有名です。JAF では会員料金と非会員料金があり、会員料金は会費を支払っているため、非会員料金よりも安価になっています。

JAF の料金は非会員料金でもそんなに高額ではなく、安心して頼めると思いますが、近時、インターネット（特にスマホ）で検索して上位にヒットする業者に依頼して極めて高額な料金（相場の3から5倍くらい）を請求されるトラブルが急増しています。消費者としては、自分で対処できず、必ず業者に依頼する必要があり、料金の相場もわからないため、高額な料金を支払う事例が多いようです。消費者が契約している自動車保険でレッカー費用がカバーされることも多くあり、業者は、保険で払われると言って消費者と契約している事例も多いようです。

国民生活センターでもインターネットで依頼したロードサービスのトラブル急増に注意喚起しています。20 歳代や学生は特に注意を！と呼び掛けています。

[https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20230719\\_1.html](https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20230719_1.html)

こういった事例では、営業所等以外の場所での契約であることがほとんどであり、特定商取引法のクーリングオフができます。クーリングオフは法定書面の交付日から起算して8日以内にクーリングオフの書面を発することが原則必要ですが、法定書面に不備があることもあり、その場合にはクーリングオフの期間は進行しませんので、8日を超えてもクーリングオフできることがあります。

また、その場で現金で支払わせていることが多く、現金でしか受け付けられない等の不実告知がなされていることもあり、消費者契約法や特定商取引法に基づく取消ができることもあります。

被害にあった際には、消費者センターに相談することや、レスキュー商法弁護団へ相談することが重要です。

京都にもレスキュー商法被害対策京都弁護団があります。

<https://rescuekyoto.wordpress.com/>

ぼろい商売なので、業者は1件、2件クーリングオフされてもやめようとはしません。得た利益を吐き出させる徹底した対応（訴訟等を含む）と刑事的な対応（警察による逮捕等）が被害撲滅には必須です。

(2024年5月)